

写

財 第 88 号  
平成26年10月15日

各 局 長  
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

平成27年度当初予算の編成について（依命通知）

平成27年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第3条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

（ 問い合わせ先  
財政課予算編成グループ  
内線 2262 ）

## 第1 本県の財政状況

本県財政は、全庁をあげて緊急財政対策に取り組んだ結果、2年間で1,600億円の財源不足を解消することができましたが、歳入面では多額の臨時財政対策債に依存せざるを得ず、歳出面では義務的経費の割合が8割を超えるなど、不十分な歳入と硬直化した歳出といった財政構造は、根本的には改善されていません。

こうした中で、平成26年度の本県の財政状況を見ると、25年度の決算黒字による繰越金と地方交付税の増額交付により一定の財源が確保でき、県税収入についても、現時点では当初予算に計上した額を確保できる見通しです。しかしながら、国内における個人消費に力強さを欠くほか、海外経済の下振れ懸念などもあるため、今後の税収や景気の動向を注視する必要があります。また、歳出面でも、年度後半の追加財政需要に対応する必要がありますので、引き続き慎重な財政運営を行っていかねばなりません。

次に、平成27年度の財政見通しですが、県税収入については、地方消費税により1,000億円近い増収が見込まれますが、これに伴う市町村への税交付金は大幅に増加します。また、税制改正により地方譲与税の減収が見込まれることに加え、臨時財政対策債を含めた地方交付税についても、県税収入の見込みや国が公表した地方財政収支の仮試算などを勘案すると、減額となる見通しです。こうしたことから、実質的な歳入は一定程度の増収にとどまる見通しです。

一方、歳出面では、人件費の歳出総額に占める割合が依然として高い水準にある上、急速な高齢化や、子ども・子育て支援制度をはじめとする国の社会保障制度改革などに伴い、介護・措置・医療関係費が大幅に増加します。加えて、地方消費税の税率引上げによる増収は、社会保障の財源に充てるとされているので、相応の歳出増を見込んでおかざるを得ません。こうしたことから、義務的経費は大幅な増額となることが確実です。さらに、本県を取り巻く政策課題に対応するための施策・事業に要する財源を確保する必要があります。

以上のことから、平成27年度は、現段階で概ね550億円の財源不足が見込まれています。これは、26年度当初予算までに取り組んだ緊急財政対策による事業見直しの成果を織り込んでもお生じるものであり、本県財政は、引き続き厳しい状況にあると言わざるを得ません。

今後、公債費や介護・措置・医療関係費は毎年大幅な増加が続きますし、公共施設の老朽化対策にも多額の費用が生じることが見込まれますので、本県の財政運営は一層厳しさを増すこととなります。

したがって、全庁一丸となって、行財政改革の取組みを更に強化し、歳入・歳出の両面から財政構造の改革に取り組んでいく必要があります。

## 第2 予算編成方針

このような厳しい財政状況の下にあっても、県政が直面する諸課題、特に県民生活に深く関わる喫緊の課題に対しては、的確に、かつ、スピード感を持って対応していかなければなりません。

そのためには、聖域を設けることなく、あらゆる施策・事業について、根底に立ち返って、廃止や休止を含めた見直しを行い、真に必要な施策・事業のための財源を確保するとともに、様々な工夫をして、必要最小限の費用で事業を構築することが不可欠です。

そこで、各局においては、事業内容を精査するとともに、優先順位の見極めと主体的な事業見直しを徹底し、より優先度の高い事業へ財源を重点的に配分していくこととします。

また、予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを踏まえ、必要な対応を図ることとします。

以上のような基本認識のもと、平成27年度当初予算を編成しますので、予算要求に当たっては、各局長は、次の7つの視点を徹底し、第3に示す「予算見積りの基準」に基づいて、年間を通じた見積りを行ってください。

なお、平成27年度当初予算は、年度当初に知事選挙が行われることから、義務的経費や継続して実施している政策的経費などを中心とした骨格予算として編成することとしますが、作業の詳細については、予算編成過程で別途指示することとします。

- 1 平成26年度で計画期間が満了する「かながわランドデザイン 実施計画」の達成状況や取組みの成果等を精査した上で、根底に立ち返って既存の施策・事業の見直しを行い、その財源を有効に活用して、新たな課題に積極的に対応すること。

あわせて、平成26年度当初予算編成において見直しの方向性が示されたものについては、その方向に沿った見直しを必ず進めること。

- 2 「平成26年度政策レビューの結果について（平成26年9月22日付け政策局長通知）」を踏まえ、事業内容を精査し、経費を最大限節減の上で要求するとともに、既存事業の徹底した見直しにより財源確保を図ること。また、通知で示された指摘事項を各局において十分に検討し、対応すること。

- 3 施設等の整備については、後年度負担を見通した上で、その必要性を十分精査するとともに、建設コストが高い水準で推移していることを踏まえ、事業の実施手法や時期について改めて検討すること。

4 要求限度額については、予め抑制した上で設定しているが、個々の事業を一律に削減するのではなく、県民生活に与える影響に十分配慮するとともに、社会経済情勢や県民ニーズ等を踏まえ、真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。

5 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。特に、「社会保障制度改革」については情報収集に努め、将来に過度な負担が生じない制度構築を行うよう関係省庁に働きかけること。

また、一般財源化等の国の制度の見直しに対しては、県として真に必要な施策・事業を見極め、県民ニーズをより反映した事業展開を図るよう努めること。

6 国から地方への事務・権限の移譲等、国・県・市町村間の負担の変更を伴う制度改正などについては、市町村との情報共有に努め、施策や財政負担のあり方を含めて、改めてゼロベースの視点で対応すること。

また、見直しに当たっては市町村と十分な調整を図り、理解を得ること。

7 厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に国庫補助金や民間資金等の確保を図り、県債及び一般財源所要額の縮減に努めること。

また、多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、全ての事業について、真に必要な事業費を見積ること。

なお、クロスファンクシヨンの観点から全庁的な調整を行う必要がある政策課題や、予算要求後の社会経済情勢の変化等に対応して新たに方向性の調整が必要な事項及び別に指示する事項については、編成過程を通じ適宜調整します。

### 第3 予算見積りの基準

既に平成27年度の各事業費の所要額を把握していますが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示しますので、各局は、その範囲内で予算を見積ってください。

なお、細部については、別途通知する「平成27年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」及び「平成27年度予算編成基準」を参照してください。

特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めてください。